

# 部落差別

## ① 部落差別について知っていることはありますか？

まずは自分が知っていることを整理しましょう。

部落差別について知っていることを思いつくままに書き出してみましょう。

## ② 「部落差別解消推進法」を知っていますか？

▼いずれかに○印をしてください。

「部落差別解消推進法」の正式な法律名は『部落差別の解消の推進に関する法律』といいます。  
2016年12月9日に成立し、同月16日に施行した法律ですが、この法律を知っていますか？

知っている

知らなかった

「知っている」に○印をした人は、この法律がどのような内容であるかご存知ですか？

知っている

よくわからない

## ③ なぜ職場に部落差別の知識が必要なのでしょう？

▼なぜ、職場で部落差別について学ぶのでしょうか？ あなたの考えが当てはまるものにチェックしてみましょう。

- ☐ 職場の仲間やお客様に辛い経験をされた方もいるため、人と接するうえで勉強する必要がある。
- ☐ 部落差別について十分な知識がないために、自分が差別する可能性があるため。
- ☐ どうでもいいという無関心はいけないと思うから。
- ☐ 会社が部落差別の研修をする以上、受けなくてはならないから。命令なら仕方がない。
- ☐ 部落差別の学習は長年受けたので、必要ない。
- ☐ 最近は部落差別なんて聞かないので、する必要はないと思う。
- ☐ その他（理由： \_\_\_\_\_）

### ① 部落差別について知っていることはありますか？

部落差別とは、日本の歴史において形作られた身分階層構造に基づく差別により、国民の一部の人々が長期にわたり、社会的、経済的、文化的に低く見られ、生活のうえで差別されてきたという、日本固有の人権問題。

中世に死体の処理など、当時の思想で「ケガレ」と思われていた仕事（死に関するもの、<sup>けが</sup>穢れたものを扱うもの、当時の人々が敬遠する仕事など）をする人々がいた。「かわた」「河原者(かわらもの)」などと呼ばれていた。戦国時代には牛馬の皮細工、芸能、火消し、清掃作業など様々な仕事があった。彼らは別の身分の人々から厳しく差別されていたが、社会に不可欠な仕事であるため、為政者は彼らの住む場所や職業を制限していた。江戸時代には、そのような人々を「穢多(えた)」「非人(ひにん)」と呼び、社会を形作った。これによって差別意識がさらに強まった。

差別することで社会に必要な仕事から逃げないように押さえつけた時代も、明治に「賤民廃止令(せんみんはいしれい)」により解放されたと思いきや、人々の差別意識は変わらず、解放とまではいかない結果であった。

近代になり部落解放の活動が活発化し、1961年に内閣総理大臣が同和対策審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問した。この答申を受けて1969年に「同和対策事業特別措置法」が制定。

こうして社会的・経済的な措置が施され、部落解放の政策が行われてきたことにより一定の成果は得たものの、差別事象は現代まで続いている。

### ② 「部落差別解消推進法」を知っていますか？

正式な法律名は『部落差別の解消の推進に関する法律』。2016年12月9日に成立、同16日から施行。

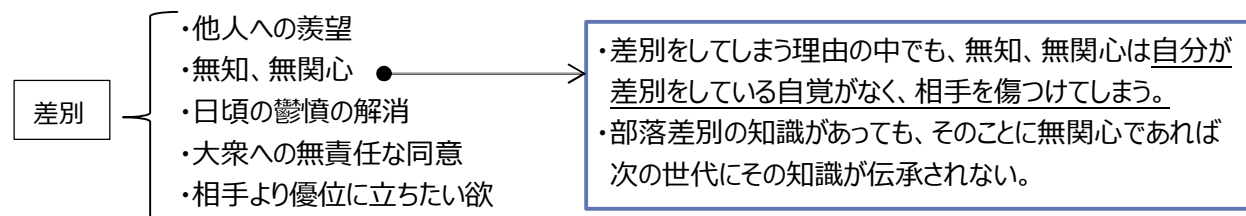
○**法の概要** 全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に則り、部落差別は許されないものとして、部落差別の解消を推進し、差別のない社会をつくることを目的とした法律。

○『**同和対策事業特別措置法(以下、同対法)**』との違い

→同対法…国内の対象となる地域の生活改善や福祉事業、産業の活性化、人権啓発を目的とした法律。つまりは、主に財政的な措置。同和地区とそれ以外の地域との社会的格差の是正が主旨であった。

→部落差別解消推進法…差別のない社会を目的とした理念法であり、同対法とは異なる解釈ができる。

### ③ なぜ職場に部落差別の知識が必要なのでしょう？



※表立って差別する人は確かに減ったが、インターネットの世界では匿名であることを隠れ蓑に、差別の投稿が数多く存在する。部落差別に関心のない者や、若い世代がインターネットなどで間違った情報を正しい情報であると捉え、「○○町は怖いところだと聞いた。」と差別の自覚なく発言することもあるようだ。

これが企業内で起こる可能性も充分にあることから、私達は部落差別について研修するのだ。